

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考												
<p>地震・津波災害対策編 P4 第1章 第2節 災害情報 を入手する</p>	<p>(前略)</p> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 略</p> <p>2. 災害情報等の広報の方法</p> <p>市は災害発生時には、迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用します。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得よう努めます。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通信メディアによる広報</p> <p>市では、市ホームページや電子メール、SNS（ツイッター）等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行います。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>(前略)</p> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 略</p> <p>2. 災害情報等の広報の方法</p> <p>市は災害発生時には、迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用します。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得よう努めます。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通信メディアによる広報</p> <p>市では、市ホームページや電子メール、SNS（ツイッター）等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行います。</p> <p><u>なお、災害時には、インターネット上に根拠のない不確実な情報いわゆるデマが投稿されること があります。公共機関の情報を確認するなど、こうした情報に惑わされないよう注意してください。</u></p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>記述の追加</p>												
<p>地震・津波災害対策編 P5 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う</p>	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>地震災害により、火災やがけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があり、人命に危険があると認められる場合、市は、該当地域に避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。</p> <p>市民等は、次により迅速な避難を行います。</p> <p>(1) 地震災害等における避難勧告等</p> <p>地震災害等の場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="341 1259 1342 1688"> <thead> <tr> <th>勧告等の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告 (※)</td> <td>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急) (※)</td> <td>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>	勧告等の種類	発令基準	避難勧告 (※)	○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	避難指示(緊急) (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	<p>1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>地震災害により、火災やがけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があり、人命に危険があると認められる場合、市は、該当地域に避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。</p> <p>市民等は、次により迅速な避難を行います。</p> <p>(1) 地震災害等における避難勧告等</p> <p>地震災害等の場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="1506 1259 2507 1806"> <thead> <tr> <th>勧告等の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (※1)</td> <td><u>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</u></td> </tr> <tr> <td>避難勧告 (※2)</td> <td><u>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合</u> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>	勧告等の種類	発令基準	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (※1)	<u>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</u>	避難勧告 (※2)	<u>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合</u> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき	<p>防災重点ため池の追加に伴う追記</p>
勧告等の種類	発令基準														
避難勧告 (※)	○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき														
避難指示(緊急) (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき														
勧告等の種類	発令基準														
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (※1)	<u>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</u>														
避難勧告 (※2)	<u>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合</u> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき														

	<p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p>	<p>避難指示(緊急) (※3)</p> <p>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合 ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体(土手)決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合</p> <p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>※1 避難準備・高齢者等避難開始：高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始し、その他の者は家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始することを促す行為である。</p> <p>※2 避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※3 避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。なお、市内における防災重点ため池の指定の状況については、第34節農林水産業対策計画を参照。 (資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p>																	
<p>地震・津波災害対策編 P15 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する</p>	<p>1. 避難所の開設</p> <p>避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、地震災害では判断を仰ぐいとまがないことが想定されるため、その場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、地域団体等の判断により、避難者を受け入れるなどの応急的な対応を行うこととしています。</p> <p>地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の受け入れを行います。</p> <p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;">＜避難所開設基準＞</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p> <table border="1" data-bbox="335 1560 1387 1804"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8:30 ~ 17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	・休日 ・平日夜	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難	<p>1. 避難所の開設</p> <p>避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、地震災害では判断を仰ぐいとまがないことが想定されるため、その場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、地域団体等の判断により、避難者を受け入れるなどの応急的な対応を行うこととしています。</p> <p>地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の受け入れを行います。</p> <p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;">＜避難所開設基準＞</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1560 2549 1804"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8:30 ~ 17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日 ・平日夜</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	・休日 ・平日夜	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難	
条	件	開設方法																	
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
	・休日 ・平日夜	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難																	
条	件	開設方法																	
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
	・休日 ・平日夜	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員(指定動員)を派遣するとともに、各部から担当する指定避難																	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 256 551 368">間 17:00 ～ 翌 8:30</td> <td data-bbox="551 256 1381 368"> <p>所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 368 551 555">②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td data-bbox="551 368 1381 555"> <p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 555 551 741">③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td data-bbox="551 555 1381 741"> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 741 551 907">④その他の場合</td> <td data-bbox="551 741 1381 907"> <p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="335 907 1381 1073"> <p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。(資料 6-15「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。(施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p> </td> </tr> </table>	間 17:00 ～ 翌 8:30	<p>所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>	②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	<p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>	③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	<p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>	④その他の場合	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p>	<p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。(資料 6-15「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。(施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1498 256 1713 368">間 17:00 ～ 翌 8:30</td> <td data-bbox="1713 256 2549 368"> <p>所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 368 1713 555">②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</td> <td data-bbox="1713 368 2549 555"> <p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 555 1713 741">③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</td> <td data-bbox="1713 555 2549 741"> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 741 1713 928">④その他の場合</td> <td data-bbox="1713 741 2549 928"> <p>○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <u>・市内において大規模停電が発生したとき。</u> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1498 928 2549 1073"> <p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。(資料 6-15「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。(施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p> </td> </tr> </table>	間 17:00 ～ 翌 8:30	<p>所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>	②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	<p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>	③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	<p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>	④その他の場合	<p>○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <u>・市内において大規模停電が発生したとき。</u> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p>	<p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。(資料 6-15「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。(施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p>		<p>避難所開設基準の追加（大規模停電が発生したとき）</p>
間 17:00 ～ 翌 8:30	<p>所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>																						
②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	<p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>																						
③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	<p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>																						
④その他の場合	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p>																						
<p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。(資料 6-15「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。(施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p>																							
間 17:00 ～ 翌 8:30	<p>所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>																						
②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	<p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>																						
③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	<p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p>																						
④その他の場合	<p>○以下の場合等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <u>・市内において大規模停電が発生したとき。</u> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p>																						
<p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。(資料 6-15「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。(施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p>																							
<p>地震・津波災害対策編 P47 第2章 第4節 避難計画</p>	<p>2. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準 避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="335 1272 1381 1321">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 1321 473 1549">避難勧告 (※)</td> <td data-bbox="473 1321 1381 1549"> <p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1549 473 1686">避難指示(緊急) (※)</td> <td data-bbox="473 1549 1381 1686"> <p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> </td> </tr> </tbody> </table>	発令基準		避難勧告 (※)	<p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</p>	避難指示(緊急) (※)	<p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p>	<p>2. 避難勧告等の実施 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準 避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1498 1272 2549 1321">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 1321 1635 1535">避難準備・高齢者等避難開始 (※1)</td> <td data-bbox="1635 1321 2549 1535"> <p>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	発令基準		避難準備・高齢者等避難開始 (※1)	<p>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</p>	<p>防災重点ため池の追加に伴う追記</p>										
発令基準																							
避難勧告 (※)	<p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</p>																						
避難指示(緊急) (※)	<p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p>																						
発令基準																							
避難準備・高齢者等避難開始 (※1)	<p>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の変状が確認された場合</p>																						

	<p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>(2)～(5) 略</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1518 256 1641 540">避難勧告(※2)</td> <td data-bbox="1641 256 2564 540"> <p>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合</p> <p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 <p>○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1518 540 1641 768">避難指示(緊急)(※3)</td> <td data-bbox="1641 540 2564 768"> <p>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体(土手)決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 <p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> </td> </tr> </table> <p>※1 避難準備・高齢者等避難開始：高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始し、その他の者は家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始することを促す行為である。</p> <p>※2 避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※3 避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※4 防災重点ため池：下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。なお、市内における防災重点ため池の指定の状況については、第34節農林水産業対策計画を参照。 (資料○-○「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>(2)～(5) 略</p>	避難勧告(※2)	<p>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合</p> <p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 <p>○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</p>	避難指示(緊急)(※3)	<p>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体(土手)決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 <p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p>	
避難勧告(※2)	<p>○防災重点ため池(※4)において、堤体(土手)の異常な変状が確認された場合</p> <p>○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 <p>○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき</p>							
避難指示(緊急)(※3)	<p>○防災重点ため池(※4)において、次のような事象が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤体(土手)の変状の進行により、堤体(土手)決壊のおそれが高まった場合 ・堤体(土手)の決壊が確認された場合 <p>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p>							
<p>地震・津波災害対策編 P55 - 59 第2章 第5節 津波災害 応急計画</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>		<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔災対本部事務局、消防部、仙台管区気象台〕</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	<p>表現の修正</p>				

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ(※)		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、**津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを**津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

《津波情報の種類と発表内容》

情報の種類	発表内容
津波情報 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ(※)		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

《津波情報の種類と発表内容》

情報の種類	発表内容
津波情報 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「 <u>巨大</u> 」や「 <u>高い</u> 」という言葉で発表[発表される津波の高さの値]

表現の修正

表現の修正

表現の修正

表現の修正

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を公表

（※1） 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、**観測された津波の高さが低い段階で発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり**観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《最大波の観測値の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）—沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

《最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

	は、《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》表参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を公表

（※1） 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、**大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において**、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《最大波の観測値の発表内容》

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容》

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

表現の修正

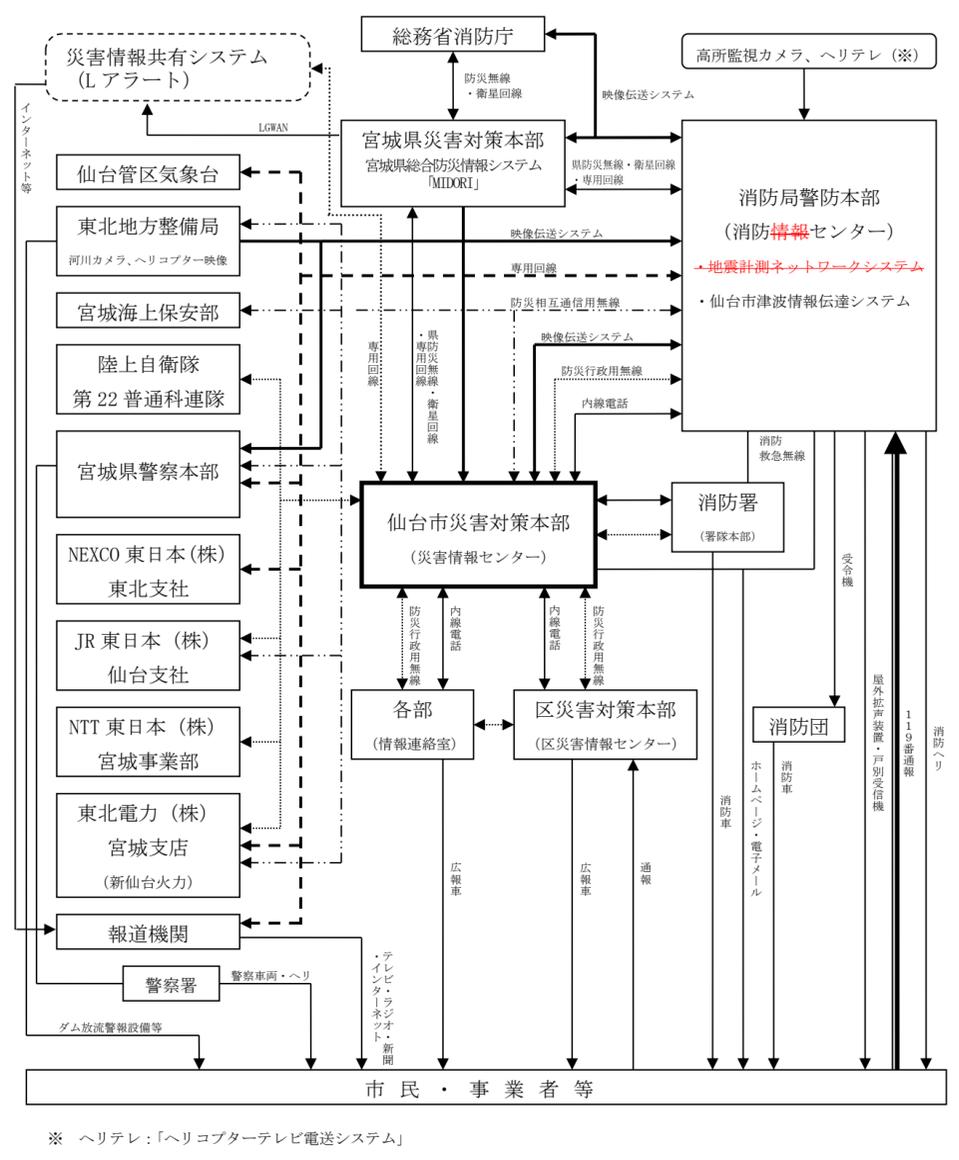
表現の修正

脚注の削除

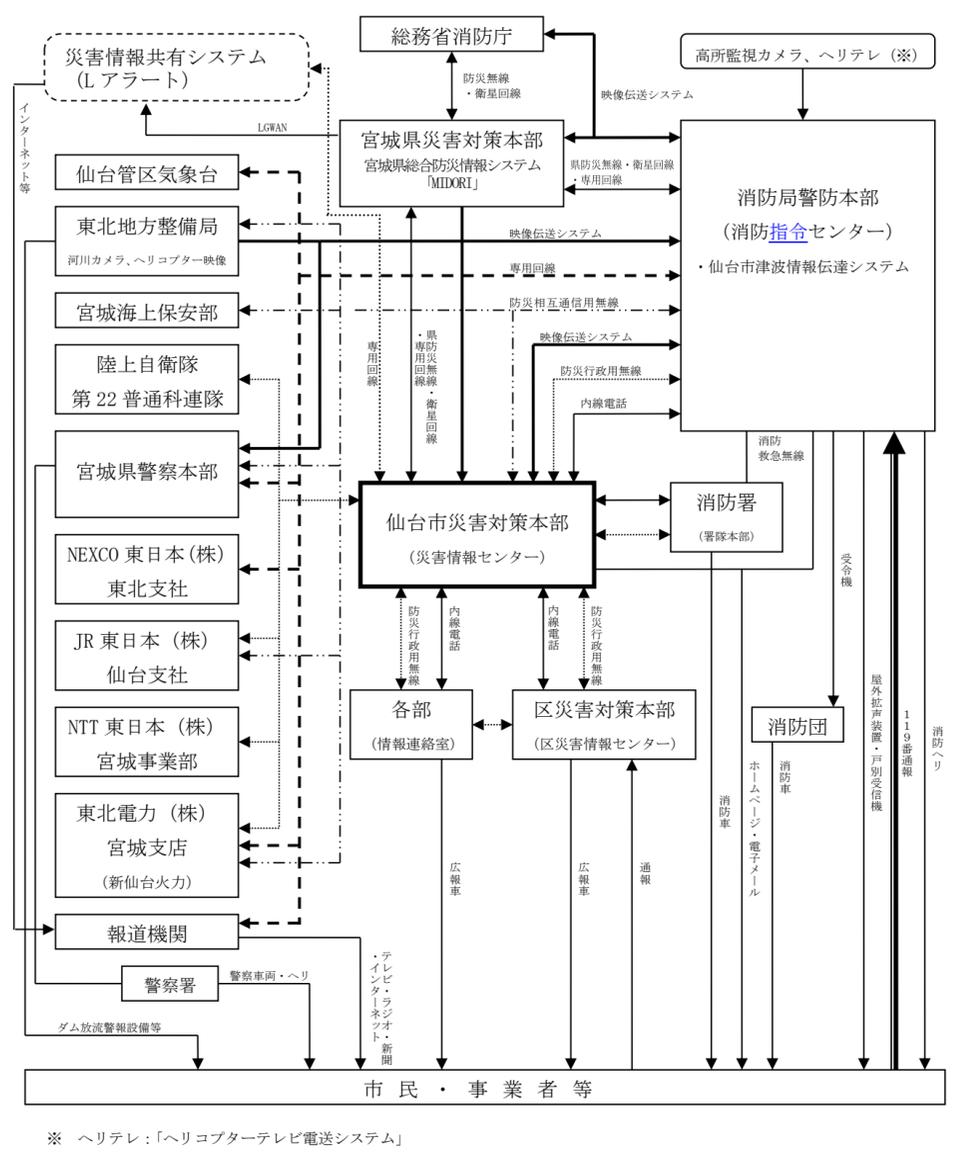
表現の修正

地震・津波災害対策編 P59	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>沿岸で推定される津波の高さ$\leq 3\text{m}$</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ$> 1\text{m}$</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ$\leq 1\text{m}$</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(全て数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </table> <p>イ 略</p> <p>(3) 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">《津波予報の発表基準と発表内容》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 遠地地震に関する情報 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、遠地地震に関する情報を発表する。この情報には地震の発生時刻、発生場所やその規模のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p>		沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </table> <p>イ 略</p> <p>(3) 津波予報 <u>気象庁は</u>、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">《津波予報の発表基準と発表内容》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 遠地地震に関する情報 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、遠地地震に関する情報を発表する。この情報には地震の発生時刻、発生場所 (<u>震源</u>) やその規模 (<u>マグニチュード</u>) のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して <u>概ね30分以内</u> に発表する。</p>		3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	表現の修正
		沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																										
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																											
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																											
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																											
	発表基準	発表内容																																											
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																											
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																											
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																											
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																											
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																											
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																											
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																											
	発表基準	発表内容																																											
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																											
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																											
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																											
地震・津波災害対策編 P69 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画	<p>1. 災害情報の収集・伝達 震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報連絡体制 ア 略 イ 情報連絡員の派遣 (中略)</p>	<p>1. 災害情報の収集・伝達 震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報連絡体制 ア 略 イ 情報連絡員の派遣 (中略)</p>	表現の修正																																										

〈情報伝達系統図〉



〈情報伝達系統図〉



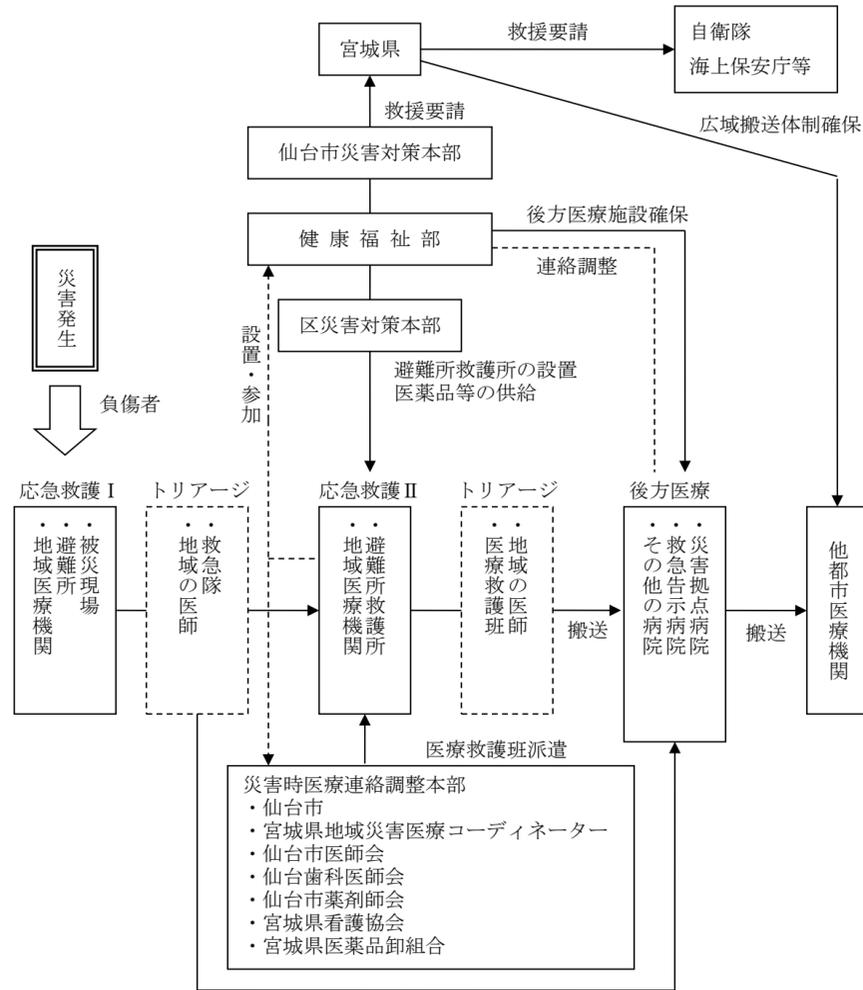
システムの変更

地震・津波災害対策編
P83 - 91
第2章
第10節
医療救護・保

3. 災害時医療体制〔健康福祉部、区本部、市立病院部〕
 (1) 災害時医療体制の概要
 災害時の医療救護の概要は次のとおりである。
 (資料 9-18「救急告示病院・災害拠点病院一覧」参照)

3. 災害時医療体制〔健康福祉部、区本部、市立病院部〕
 (1) 災害時医療体制の概要
 災害時の医療救護の概要は次のとおりである。
 (資料 9-18「救急告示病院・災害拠点病院一覧」参照)

<災害時医療体制図>

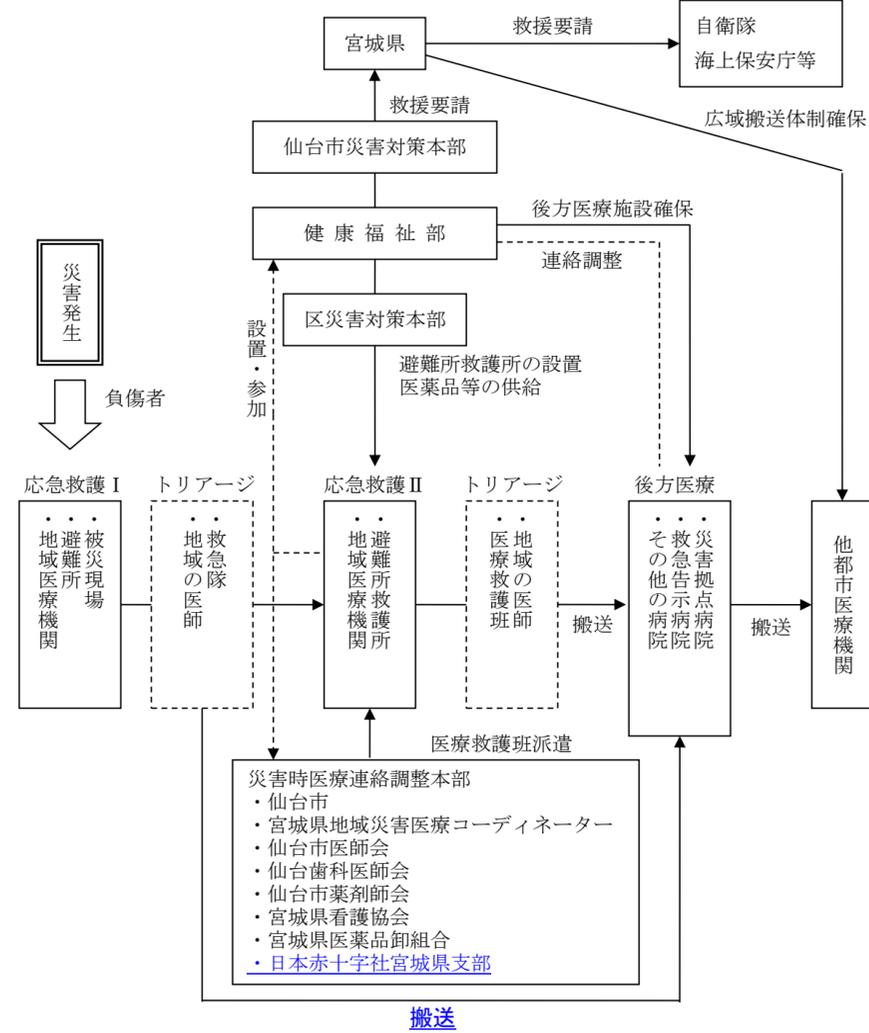


(2) 災害時医療連絡調整本部

市は、災害時の医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や医療関係団体その他の関係機関と連携してこれに当たる。

そのため、健康福祉部は仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会、~~その他~~
~~の関係機関~~に参集を呼びかけ、災害時医療連絡調整本部を設置するとともに、健康福祉部の職員を参加させ、医療に関する情報収集や連絡調整を一元化し、各機関の連携の下医療救護活動を行う体制の整備を図る。

<災害時医療体制図>



(2) 災害時医療連絡調整本部

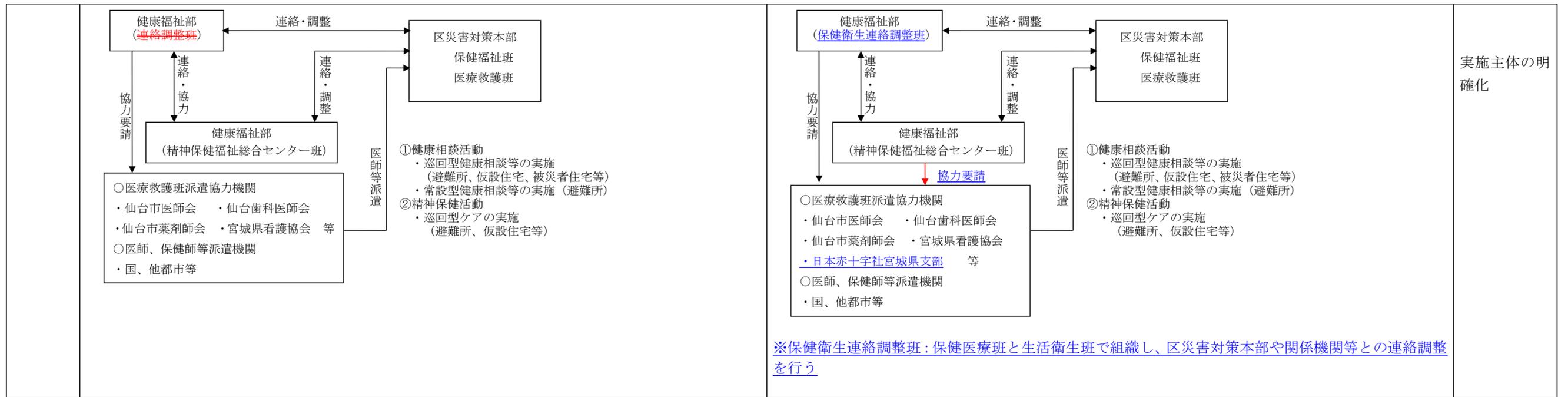
市は、災害時の医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や医療関係団体その他の関係機関と連携してこれに当たる。

そのため、健康福祉部は仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会、宮城県医薬品卸組合、日本赤十字社宮城県支部に参集を呼びかけ、災害時医療連絡調整本部を設置するとともに、健康福祉部の職員を参加させ、医療に関する情報収集や連絡調整を一元化し、各機関の連携の下医療救護活動を行う体制の整備を図る。

記述の追加

表現の修正

<p>地震・津波災害対策編 P91</p>	<p style="text-align: center;">〈連携体制図〉</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>4.～9. 略</p> <p>10. 保健活動〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕 (中略)</p> <p style="text-align: center;">〈災害時における保健活動に関するフロー図（他都市等からの保健師受入調整を含む）〉</p>	<p style="text-align: center;">〈連携体制図〉</p> <p>※保健衛生連絡調整班:保健医療班と生活衛生班で組織し、災害時医療連絡調整本部や区災害対策本部、関係機関等との連絡調整を行う</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>4.～9. 略</p> <p>10. 保健活動〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕 (中略)</p> <p style="text-align: center;">〈災害時における保健活動に関するフロー図（他都市等からの保健師受入調整を含む）〉</p>	<p>実施主体の明確化</p>



実施主体の明確化

<p>地震・津波災害対策編 P97 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) 受け入れ対象者</p> <p>ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者 (避難者)</p> <p>イ ライフラインの被害等により、日常生活が著しく困難になった者 (在宅被災者)</p> <p>ウ 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者 (避難者)</p> <p>エ その他本部長が必要と認めた者</p> <p>(2) 避難所の開設</p> <p>地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8:30 ~ 17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員 (指定動員) を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	・休日・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員 (指定動員) を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	<p>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県仙台市災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) 受け入れ対象者</p> <p>オ 住居が被害を受け、居住の場を失った者 (避難者)</p> <p>カ ライフラインの被害等により、日常生活が著しく困難になった者 (在宅被災者)</p> <p>キ 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者 (避難者)</p> <p>ク その他本部長が必要と認めた者</p> <p>(2) 避難所の開設</p> <p>地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〈避難所開設基準〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>条</th> <th>件</th> <th>開設方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</td> <td>・平日日中 (8:30 ~ 17:00)</td> <td>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>・休日・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)</td> <td>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員 (指定動員) を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</td> </tr> </tbody> </table>	条	件	開設方法	①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	・休日・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員 (指定動員) を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。	<p>災害救助法一部改正</p>
条	件	開設方法																	
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
	・休日・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員 (指定動員) を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
条	件	開設方法																	
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	・平日日中 (8:30 ~ 17:00)	○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	
	・休日・平日夜間 (17:00 ~ 翌8:30)	○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員 (指定動員) を、派遣するとともに、各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。																	

	<p>②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</p> <p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> <p>③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> <p>④その他の場合</p> <p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p> <p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。 (資料 6-15「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p> <p>(3) ～ (8) 略</p>	<p>②宮城県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき</p> <p>○区本部は、あらかじめ選定した指定避難所の避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ただし、大津波警報発表時は、津波避難エリア内にある指定避難所は上記対象から除く。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> <p>③避難勧告等発令時 ※①、②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等</p> <p>○区本部は、発令対象地域近傍の指定避難所等を選定の上、避難所担当課及び施設管理者に対して連絡する。 ○各部から担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、被害、避難状況等を報告させる。 ○施設の安全が確認された場合、区本部は避難所を開設する。</p> <p>④その他の場合</p> <p>○以下の場合等^等に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 ・<u>市内において大規模停電が発生したとき。</u> ・施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</p> <p>○ ②の場合において、津波避難施設・場所を含む開設避難所等は、以下の資料を参照するものとする。 (資料 6-15「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照) ○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受入れるものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。</p> <p>(3) ～ (8) 略</p>	<p>避難所開設基準の追加（大規模停電が発生したとき）</p>																																																																																
<p>地震・津波災害対策編 P145 第2章 第20節 災害救助法適用計画</p>	<p>5. 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ 略</p> <table border="1" data-bbox="353 1328 1201 1701"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当条項</th> <th>施行令第1条第1項第1号</th> <th>施行令第1条第1項第2号</th> <th>施行令第1条第1項第3号前段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域別</td> <td>人口</td> <td colspan="2">住家滅失</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>2,348,165</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>1,045,986</td> <td>150</td> <td>75</td> <td rowspan="6">「多数」</td> </tr> <tr> <td>青葉区</td> <td>291,436</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>190,473</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td>132,306</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td>220,588</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>211,183</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人口は平成22年10月1日国勢調査による。 ※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。</p>	該当条項		施行令第1条第1項第1号	施行令第1条第1項第2号	施行令第1条第1項第3号前段	区域別	人口	住家滅失		世帯	宮城県	2,348,165	—	2,000	9,000	仙台市	1,045,986	150	75	「多数」	青葉区	291,436	100	50	宮城野区	190,473	100	50	若林区	132,306	100	50	太白区	220,588	100	50	泉区	211,183	100	50	<p>5. 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ 略</p> <table border="1" data-bbox="1515 1328 2363 1701"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当条項</th> <th>施行令第1条第1項第1号</th> <th>施行令第1条第1項第2号</th> <th>施行令第1条第1項第3号前段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域別</td> <td>人口</td> <td colspan="2">住家滅失</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td><u>2,333,899</u></td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td><u>1,082,159</u></td> <td>150</td> <td>75</td> <td rowspan="6">「多数」</td> </tr> <tr> <td>青葉区</td> <td><u>310,183</u></td> <td><u>150</u></td> <td><u>75</u></td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td><u>194,825</u></td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>若林区</td> <td><u>133,498</u></td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>太白区</td> <td><u>226,855</u></td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td><u>216,798</u></td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 人口は平成27年10月1日国勢調査による。 ※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。</p>	該当条項		施行令第1条第1項第1号	施行令第1条第1項第2号	施行令第1条第1項第3号前段	区域別	人口	住家滅失		世帯	宮城県	<u>2,333,899</u>	—	2,000	9,000	仙台市	<u>1,082,159</u>	150	75	「多数」	青葉区	<u>310,183</u>	<u>150</u>	<u>75</u>	宮城野区	<u>194,825</u>	100	50	若林区	<u>133,498</u>	100	50	太白区	<u>226,855</u>	100	50	泉区	<u>216,798</u>	100	50	<p>時点更新</p>
該当条項		施行令第1条第1項第1号	施行令第1条第1項第2号	施行令第1条第1項第3号前段																																																																															
区域別	人口	住家滅失		世帯																																																																															
宮城県	2,348,165	—	2,000	9,000																																																																															
仙台市	1,045,986	150	75	「多数」																																																																															
青葉区	291,436	100	50																																																																																
宮城野区	190,473	100	50																																																																																
若林区	132,306	100	50																																																																																
太白区	220,588	100	50																																																																																
泉区	211,183	100	50																																																																																
該当条項		施行令第1条第1項第1号	施行令第1条第1項第2号	施行令第1条第1項第3号前段																																																																															
区域別	人口	住家滅失		世帯																																																																															
宮城県	<u>2,333,899</u>	—	2,000	9,000																																																																															
仙台市	<u>1,082,159</u>	150	75	「多数」																																																																															
青葉区	<u>310,183</u>	<u>150</u>	<u>75</u>																																																																																
宮城野区	<u>194,825</u>	100	50																																																																																
若林区	<u>133,498</u>	100	50																																																																																
太白区	<u>226,855</u>	100	50																																																																																
泉区	<u>216,798</u>	100	50																																																																																

	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略																			
地震・津波災害対策編 P151 第2章 第22節 応援協力要請(受援計画)	<p align="center">(被害が甚大である場合)</p> <p align="center">〔災対本部事務局、各部、区本部〕</p> <p>東北地方太平洋沖型地震のように大規模な地震や津波等が発生するもの、あるいは長町-利府線断層帯のような直下型地震など、大きな被害が想定される大規模災害が発生した際には、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる。</p> <p>こうした大規模な災害への対処には、県や他の自治体、関係機関と日常的に培ってきた顔の見える関係を生かして、共に災害対応を行う必要があり、こうした手順について定めるものである。</p>	<p align="center">(被害が甚大である場合)</p> <p align="center">〔災対本部事務局、各部、区本部〕</p> <p>東北地方太平洋沖型地震のように大規模な地震や津波等が発生するもの、あるいは長町-利府線断層帯のような直下型地震など、大きな被害が想定される大規模災害が発生した際には、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる。</p> <p>こうした大規模な災害への対処には、県や他の自治体、関係機関と日常的に培ってきた顔の見える関係を生かして、共に災害対応を行う必要があり、こうした手順について定めるものである。</p> <p>なお、詳細については、「仙台市災害時応援計画」及び「仙台市災害時受援計画」に定めるところによる。</p>	記述の追加																		
地震・津波災害対策編 P176 第2章 第27節 電力施設災害応急計画	<p>6. 応急工事</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害時における安全衛生 作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p align="center"><東北電力株式会社非常災害連絡系統図></p> <p align="center">※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<p>6. 応急工事</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害時における安全衛生 作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p align="center"><東北電力株式会社非常災害連絡系統図></p> <p align="center">※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	事業所名の変更																		
地震・津波災害対策編 P197 第2章 第34節 農林水産業対策計画	<p>2. 農業対策</p> <p>農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。</p> <p>特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、次のため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> <th>施設名</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛子ダム(月山池)</td> <td rowspan="3">経済局農林土木課</td> <td>将監</td> <td rowspan="3">経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>斉勝沼</td> <td>寿連原</td> </tr> <tr> <td>白木堤</td> <td>住吉台第5号</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理主体	施設名	管理主体	愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	将監	経済局農林土木課	斉勝沼	寿連原	白木堤	住吉台第5号	<p>2. 農業対策</p> <p>農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。</p> <p>特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 農業用施設 地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、防災重点ため池及び以下の点検対象ため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。(愛子ため池(月山池)は震度4以上、その他は震度5弱以上で宮城県河川課に被害状況を報告。)</p> <p><防災重点ため池></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛子ため池(月山池)</td> <td>経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>斉勝沼ため池(サイカチ沼)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	管理主体	愛子ため池(月山池)	経済局農林土木課	斉勝沼ため池(サイカチ沼)		防災重点ため池の追加に伴う修正
施設名	管理主体	施設名	管理主体																		
愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	将監	経済局農林土木課																		
斉勝沼		寿連原																			
白木堤		住吉台第5号																			
名称	管理主体																				
愛子ため池(月山池)	経済局農林土木課																				
斉勝沼ため池(サイカチ沼)																					

			調整池		銅谷ため池（銅谷堤） 新釜の沢ため池 住吉台第5号ため池											
	銅谷		新釜の沢													
<p>※愛子ダムは、震度4以上、その他は震度5以上で宮城県河川課に被害状況を報告。</p>					<p><点検対象ため池></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白木堤ため池</td> <td>経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td>将監ため池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寿連原ため池</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名称	管理主体	白木堤ため池	経済局農林土木課	将監ため池		寿連原ため池	
名称	管理主体															
白木堤ため池	経済局農林土木課															
将監ため池																
寿連原ため池																
(4)～(5)	略		(4)～(5) 略													